



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

卒業祝賀パーティーの昼食費用

～交際費課税の3要件を充足しないと判断～

春の卒業シーズンとなり、各地で卒業祝賀パーティーと称して、昼食及び乾杯のための酒類の供与が行われています。今回は、その場合における法人の支出が交際費に当たるか否かが争われた事例をご紹介します。

(平成20年4月25日裁決・全部取消し・TAINSコードJ75-3-26)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

審査請求人は、E教室「E会」の企画・運営、A等の製造・販売並びに出版事業等を行っています。E教室の各講座は、コースごとに初級講座・上級講座・師範講座・Z講座によって構成されています。審査請求人が行う卒業式には、受講生で免状コースの師範講座までの全授業課程を終了した者のうち、免状取得申込書を提出し、免状料を支払った者(卒業生)で、かつ、卒業式の出席を希望した者が、出席することができます。その卒業式は、全国7か所のホテルを会場として行われています。

審査請求人は、平成18年12月期において、ホテルに支払った卒業式の費用の合計額18,108,111円を広告宣伝費に計上し、損金の額に算入しました。

これに対して、原処分庁は、その卒業費用のうち「各昼食費用等」の合計額15,140,779円は、措置法第62条の4第3項に規定する交際費等に当たるとして、更正処分を行いました。

<審判所の判断>

不服審判所では、次のとおり、各昼食費用等は、①支出の相手方が事業関係者等とは認められるものの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためであるとはいえず、③支出の原因となる行為の形態が、接待等であるとは認められないとして、審査請求人の主張を認め、更正処分の全部を取り消しました。

- 1 卒業生は講師の資格を取得し、さらにZ講座を修了することによってE会B校を開設することができ、講師セミナー等の各講座を受講する資格を取得することができるので、今後、審査請求人と一定の取引関係を有する可能性のある者であるから、各昼食費用等の支出の相手方である卒業式への出席者は、請求人の事業関係者等に該当するものと認められる。
- 2 卒業式は、①所定の授業課程を修了した者が、請求人における講師の資格を取得して今後受講生を指導する立場になることについての区切りの行事として、免状授与式を中心に行われること、②規模の拡大等に伴いホテルを会場とするに至ったこと、③請求人の教室が全国に存在し、遠距離から出席する者もいることを考慮して開始時間及び終了時間が設定されていることに併せて、卒業式が長時間に及ぶため、昼食時間帯をまたがって行われること等の事情を総合的に判断すると、免状を卒業生に授与することを目的とした区切りの行事であり、卒業式の中間に出席者に昼食等を供与する行為は、卒業式の式次第を構成する一要素にすぎない。したがって、卒業式において昼食等を供与する目的は、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあるとは認められない。
- 3 卒業式において昼食及び乾杯のための酒類を供与する行為は、卒業式において、ホテルを会場として昼食を供与する必要性があること、及び供与される昼食は社会通念上供与されると認められる通常の昼食の範囲内にあり、酒類は儀礼的な乾杯のためにのみ供与されていることから判断すれば、その行為が直ちに出席者の快樂追求欲を満足させる接待等に該当するものとまではいえない。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁決例について詳細(全文・A4判7頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第188号(平成21年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628